山口大学ワンダーフォーゲル部OB会「鳳翩会」会則

(名称)

- 第一章 本会は山口大学ワンダーフォーゲル部OB会 鳳翩会(略称 鳳翩会)と称する。
 - 二 事務局は山口大学ワンダーフォーゲル部内(所在地:山口県山口市吉田1677-1 山口大学体育会内)に置く。

(目的)

第二章 本会は会員相互の親睦を図り、山口大学ワンダーフォーゲル部の発展に寄与することを 目的とする。

(事業)

- 第三章 本会は第二章の目的達成のために次の事業を行う。
 - 二 会員相互間の親睦に関すること。
 - 三 山口大学ワンダーフォーゲル部に対する援助、指導助言等。
 - 四 会報及び会員名簿の発行。
 - 五 その他本会の目的達成のために必要と認められる事業。

(組織)

- 第四章 本会の会員は次の通りとする。
 - 二 正会員 山口大学に在学中に山口大学ワンダーフォーゲル部に在籍した経歴を有し、且つ OB会に入会の意志を表明した者。
 - 三 準会員 山口大学体育会ワンダーフォーゲル部員。 山口大学工学部学友会ワンダーフォーゲル部員。
 - 四 正会員たる有資格者の入会及び脱会は自由とする。入会の意志表示は会費の納入をもってこれに代え、脱会はその意志の表明で認め、総会に報告する。
 - 五 本会に次の支部を置く。

東京、関西、山口、九州

- 第五章 正会員は次の場合、その資格を失う。
 - 二 会費滞納者には半期(半年)毎に督促状を送付し、督促状三回をもって自動的に正会員の 資格を失う。

但し、再度入会の意志表示があった場合はこれを認める。

- 三 会員としてふさわしくない行為のあった者。
- 第六章 本会には次の役員を置く。事務局長を除く役員の任期は二年とし、再任を妨げない。但 し、会長の再任は一回限りとする。尚、役員の選出は会長等役員選出要領に定める。
 - 二 会 長 一名

副 会 長 二名以内

幹 事 六名程度

支 部 長 各支部一名

監 査 二名

山口大学事務局長 一名

三 会長は会を代表し会務を統括する。

- 四 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 五 幹事は会長及び副会長を補佐し、会の運営を支援する。必要に応じて代表幹事を置く。
- 六 支部長は支部を統括する。各支部はその必要に応じて幹事等の役員を置く。
- 七 山口大学事務局長は山口大学ワンダーフォーゲル部の直前主将が務めることとし、鳳翩会の役員として山口大学ワンダーフォーゲル部との調整業務を担う。但し、直前主将に支障あるときは直前の副主将または直前主将が指名する者がその任に当たる。
- 八 役員の任期は一月一日から起算する。なお、任期終了後も次期役員の選出まではその任を 継続する。

(総会)

- 第七章 総会は次の通り開催する。
 - 二 定期総会は年一回とし、必要に応じて臨時総会を開催する。
 - 三 総会は会長が招集する。
 - 四 総会への出席は委任状をもって代えることができる。
 - 五 議事は総会の出席者(委任状を含む)の過半数で議決する。

(会計)

- 第八章 本会に会計を設け、会費及び寄付金、その他事業収入をもって会の運営費に当てる。
 - 二 正会員の会費は年二千円とし、五年単位の一括納入を認める。 但し、夫婦とも正会員の場合は夫婦二人で年三千円とする。
 - 三 寄付金は一口千円とし、常時受け付ける。
 - 四 会計報告は監査報告と併せ、年一回定期総会で行う。
 - 五 会計は毎年一月一日をもって始まり十二月三十一日に終わる。

(その他)

第九章 本会則は総会出席者の三分の二の賛成を得て改正することができる。

(附則)

- 第十章 本会則の発効をもって昭和四十三年十二月制定のOB会則はこれを廃棄する。
 - 二 本会則は平成十四年十月五日から発効する。
 - 三 本会則は平成十九年十一月十日から発効する。
 - 四 本会則は平成二十一年十月三日から発効する。
 - 五 本会則は平成二十三年十一月五日から発効する。
 - 六 本会則は平成二十四年十一月三日から発効する。
 - 七 本会則は平成二十六年十一月二十二日から発効する。
 - 八 本会則は平成二十七年十一月七日から発効する。
 - 九 本会則は平成二十九年十月二十一日から発効する。
 - 十 本会則は令和四年十月二十二日から発効する。